（様式第１号）

　　令和　　年　　月　　日

大阪市長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　（主たる事務所の所在地）

氏　　　 名

（地域活動協議会の名称、代表者の氏名）

大阪市東住吉区地域活動協議会補助金交付申請書

標題の補助金について交付を受けたいので、大阪市東住吉区地域活動協議会補助金交付要綱第３条第１項及び第２項の規定により、次のとおり申請します。

１　交付を受けようとする補助金の額及びその算出の基礎

(1)　補助金の額　　　 金　　　　　　　　　　円

(2)　算出の基礎　　　　別紙年間事業計画書のとおり

２　補助事業等の開始日及び完了予定日

　　　　　　　年　　月　　日～　　　年　　月　　日

３　添付書類

（1） 年間事業計画書（様式第１－１号）

（2） 年間事業収支予算書（様式第１－２号）

（3） 事業別実施計画書（様式第１－３号）

（4） 事業別収支予算書（様式第１－４号）

（5） 運営費補助金収支予算書（様式第１－５号）

（6） その他市長が必要と認める書類

（様式第１－１号）

大阪市東住吉区地域活動協議会補助金　年間事業計画書

１．実施予定事業及び活動費補助金申請額　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助の対象となる市民活動の分野 | 事業 | 予算額 | 補助対象経費 | 補助金申請額 |
| 番号 | 名称 |
| 活動指定分野 | ア青少年育成・生涯学習に関する活動 |  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |
| イ保健・福祉に関する活動 |  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |
| ウ防災・防犯に関する活動 |  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |
| エまちづくりの推進に関する活動 |  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |
| 合計 |  | Ａ |  | Ｂ |  |

ＢはＡの額以内とする。

２．運営費補助金申請額　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 予算額 | 補助対象経費 | 補助金申請額 |
|  |  | Ｃ |  |

Ｃは【Ｂ×25％】で得られる額以内とする。

ただし、【Ｂ×25％】で得られる額が50万円未満の場合は50万円以内とし、Ｂが100万円未満の場合はＢの50％の額以内とする。

（様式第１－２号）

大阪市東住吉区地域活動協議会補助金　年間事業収支予算書

１．収　入　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 経費区分 | 予算額 | 備考 |
| 補助金申請額 |  |  |
|  |  |  |
| 合計 |  |  |

２．支　出　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 予算額 | 補助金申請額 | 備考 |
| 活動費 |  |  |  |
| 運営費 |  |  |  |
| 合計 |  |  |  |

※収入欄の「補助金申請額」の予算額と、支出欄の「補助金申請額」の合計金額（網かけ部）が一致すること。

 （様式第１－３号）

大阪市東住吉区地域活動協議会補助金　事業別実施計画書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 活動分野 |  | 事業番号 |  |
| 事業名称 |  |
| 開催時期 |  | 開催場所 |  |
| 利用（来場）者数 | 人 | 事業従事者数 | 人 |
| 内容 |  |
| 目的・必要性 |  |
| 周知方法 |  |
| 事業効果　測定 | 測定方法 |  |
| 達成度を測る指標 |  |

（様式第１－４号）

大阪市東住吉区地域活動協議会補助金　事業別収支予算書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 活動分野 |  | 事業番号 |  |
| 事業名称 |  |

（単位：円）

|  |  |
| --- | --- |
| 収入 | 支出 |
| 経費区分 | 予算額 | 経費区分 | 予算額 | 補助対象経費 |
| 金額 | 内訳 |
| 補助金申請額 |  |  |  |  |  |
|  |  |
| 合計 |  | 合計 |  |  |  |

（様式第１－５号）

大阪市東住吉区地域活動協議会補助金　運営費補助金収支予算書

（単位：円）

|  |  |
| --- | --- |
| 収入 | 支出 |
| 経費区分 | 予算額 | 経費区分 | 予算額 | 補助対象経費 |
| 金額 | 内訳 |
| 補助金申請額 |  |  |  |  |  |
|  |  |
| 合計 |  | 合計 |  |  |  |

（様式第２号）

大阪市指令　　第　　　号

　　　　　令和　　年　　月　　日

様

大阪市長

大阪市東住吉区地域活動協議会補助金交付決定通知書

　　年　　月　　日付で申請のあった大阪市東住吉区地域活動協議会補助金については、次のとおり交付することとしたので、大阪市東住吉区地域活動協議会補助金交付要綱第４条第1項の規定により通知します。

１　補助金の交付額　　　金　　　　　　　　　　円

２　補助金の交付の条件

(1)　補助事業者は、不適切な会計処理、法令又は公序良俗に反する活動又は大阪市東住吉区における地域活動協議会に対する補助金の交付の基準に関する要綱（以下「区の基準に関する要綱」という。）第４条第２項第６号に掲げる活動を行わないこと。

(2)　補助事業等の内容等の変更（大阪市東住吉区地域活動協議会補助金交付要綱第７条第２項に規定する軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けること。

(3)　補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。

(4)　補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

(5)　市長が、補助金の適正な執行を期するため、補助事業者に対して報告を求め、又は

本市職員に当該補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させる必要があると認めたときは、これに協力すること。

(6)　補助事業が完了したとき又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、速やかに大阪市東住吉区地域活動協議会補助金交付要綱第11条に規定する実績報告をすること。

(7)　補助事業者が区の基準に関する要綱第４条第２項の認定を取り消されたときは、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第７号。以下「規則」という。）第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消す。

(8)　その他、規則、区の基準に関する要綱及び大阪市東住吉区地域活動協議会補助金交付要綱の規定を遵守すること。

３　その他

本通知の決定内容（交付の条件を含む。）に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に申請の取下げをすることができる。

（様式第３号）

大　　第　　　号

　　令和　年　月　日

様

大阪市長

大阪市東住吉区地域活動協議会補助金不交付決定通知書

　　年　　月　　日付で申請のあった大阪市東住吉区地域活動協議会補助金については、次の理由により交付しないこととしたので、大阪市東住吉区地域活動協議会補助金交付要綱第４条第２項の規定により通知します。

　（交付しない理由）

（様式第４号）

令和　年　　月　　日

大阪市長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　（主たる事務所の所在地）

氏　　　 名

（地域活動協議会の名称、代表者の氏名）

大阪市東住吉区地域活動協議会補助金交付申請取下書

　　年　　月　　日付大阪市指令　　第　　　　号にて通知のあった大阪市東住吉区地域活動協議会補助金の交付決定について、大阪市東住吉区地域活動協議会補助金交付要綱第５条第１項の規定により申請を取り下げます。

１　補助金交付決定通知書を受け取った日　　　　　年　　月　　日

２　取下げの理由

（様式第５号）

　　令和　年　　月　　日

大阪市長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　（主たる事務所の所在地）

氏　　　 名

（地域活動協議会の名称、代表者の氏名）

大阪市東住吉区地域活動協議会補助金変更承認申請書

　年　　月　　日付大阪市指令　　第　　　　号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、大阪市東住吉区地域活動協議会補助金交付要綱第７条第１項の規定より、次のとおり変更の承認を申請します。

　（変更する内容及びその理由）

（様式第６号）

大阪市指令　　第　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　大阪市長

大阪市東住吉区地域活動協議会補助金変更承認決定通知書

　　　年　　月　　日付で申請のあった大阪市東住吉区地域活動協議会補助金変更承認申請については、補助事業の内容等の変更を承認したので、大阪市東住吉区地域活動協議会補助金交付要綱第７条第４項の規定により通知します。

（様式第７号）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

大阪市長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　（主たる事務所の所在地）

氏　　 　名

（地域活動協議会の名称、代表者の氏名）

大阪市東住吉区地域活動協議会補助金中止・廃止承認申請書

　　年　　月　　日付大阪市指令　　第　　　　号にて補助金の交付決定を受けた補助事業等について、大阪市東住吉区地域活動協議会補助金交付要綱第７条第１項の規定により、次のとおり中止・廃止の承認を申請します。

　（中止・廃止の理由（中止の場合は、その期間））

（様式第８号）

大阪市指令　　第　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　大阪市長

大阪市東住吉区地域活動協議会補助金中止・廃止承認決定通知書

　　年　　月　　日付で申請のあった大阪市東住吉区地域活動協議会補助金中止・廃止承認申請については、補助事業の中止・廃止を承認したので、大阪市東住吉区地域活動協議会補助金交付要綱第７条第４項の規定により通知します。

（様式第９号）

大阪市指令　　第　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　大阪市長

大阪市東住吉区地域活動協議会補助金変更不承認決定通知書

　　　年　　月　　日付で申請のあった大阪市東住吉区地域活動協議会補助金変更承認申請については、次の理由により承認しないこととしたので、大阪市東住吉区地域活動協議会補助金交付要綱第７条第５項の規定により通知します。

（承認しない理由）

（様式第10号）

大阪市指令　　第　　　号

令和　　年　　月　　日

様

大阪市長

大阪市東住吉区地域活動協議会補助金事情変更による

交付決定取消・変更通知書

　　年　　月　　日付大阪市指令　　第　　　　号にて交付決定した大阪市東住吉区地域活動協議会補助金について、大阪市東住吉区地域活動協議会補助金交付要綱第８条第２項の規定により、次のとおり取消・変更したので通知します。

１　取消し・変更の内容

２　取消し・変更の理由

（様式第11号）

令和　　年　　月　　日

大阪市長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　（主たる事務所の所在地）

氏　　　 名

（地域活動協議会の名称、代表者の氏名）

大阪市東住吉区地域活動協議会補助金実績報告書

　　年　　月　　日付大阪市指令　　第　　　　号にて補助金の交付決定を受けた補助事業等について、大阪市東住吉区地域活動協議会補助金交付要綱第11条第１項及び第２項の規定により、次のとおり実績を報告します。

１　補助金の予定額　金　　　　　　　　　　円

２　精算内容

　　補助金の交付決定額　金　　　　　　　　　　円

　　補助金支出額　金　　　　　　　　　　円

　　差引剰余額　金　　　　　　　　　　円

３　添付書類

(1) 年間事業報告書（様式第11－１号）

(2) 年間事業収支決算書（様式第11－２号）

(3) 事業別実施報告書（様式第11－３号）

(4)　事業別収支決算書（様式第11－４号）

(5) 運営費補助金収支決算書（様式第11－５号）

(6) 経費の支出を確認できる領収書の写し等

(7) 補助事業にかかる現場写真・ポスター・プログラム、地域活動協議会の運営に従事した者の出勤簿又は活動日誌等

(8) その他市長が必要と認める書類

（様式第11－１号）

大阪市東住吉区地域活動協議会補助金　年間事業報告書

１．実施事業及び活動費補助金決算額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助の対象となる市民活動の分野 | 事業 | 決算額 | 補助対象経費 | 補助金充当額 |
| 番号 | 名称 |
| 活動指定分野 | ア青少年育成・生涯学習に関する活動 |  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |
| イ保健・福祉に関する活動 |  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |
| ウ防災・防犯に関する活動 |  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |
| エまちづくりの推進に関する活動 |  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |
| 合計 |  | Ａ |  | Ｂ |  |

ＢはＡの額以内とする。

２．運営費補助金決算額 （単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 決算額 | 補助対象経費 | 補助金充当額 |
|  |  | Ｃ |  |

Ｃは【Ｂ×25％】で得られる額以内とする。

ただし、【Ｂ×25％】で得られる額が50万円未満の場合は50万円以内とし、Ｂが100万円未満の場合はＢの50％の額以内とする。

（様式第11－２号）

大阪市東住吉区地域活動協議会補助金　年間事業収支決算書

１．収　入　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 経費区分 | 決算額 | 備考 |
| 補助金充当額 |  |  |
|  |  |  |
| 合計 |  |  |

２．支　出　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 決算額 | 補助金充当額 | 備考 |
| 活動費 |  |  |  |
| 運営費 |  |  |  |
| 合計 |  |  |  |

※収入欄の「補助金充当額」の決算額と、支出欄の「補助金充当額」の合計金額（網かけ部）が一致すること。

（様式第11－３号）

大阪市東住吉区地域活動協議会補助金　事業別実施報告書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 活動分野 |  | 事業番号 |  |
| 事業名称 |  |
| 開催時期 |  | 開催場所 |  |
| 利用（来場）者数 | 人 | 事業従事者数 | 人 |
| 内容 |  |
| 目的・必要性 |  |
| 周知方法 |  |
| 事業効果　測定 | 測定方法 |  |
| 測定結果（達成度） |  |
| 結果後の方向性 |  |

（様式第11－４号）

大阪市東住吉区地域活動協議会補助金　事業別収支決算書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 活動分野 |  | 事業番号 |  |
| 事業名称 |  |

（単位：円）

|  |  |
| --- | --- |
| 収入 | 支出 |
| 経費区分 | 決算額 | 経費区分 | 決算額 | 補助対象経費 |
| 金額 | 内訳 |
| 補助金充当額 |  |  |  |  |  |
|  |  |
| 合計 |  | 合計 |  |  |  |

※内訳については、領収書と照合できるようにすること。

（様式第11－５号）

大阪市東住吉区地域活動協議会補助金　運営費補助金収支決算書

（単位：円）

|  |  |
| --- | --- |
| 収入 | 支出 |
| 経費区分 | 決算額 | 経費区分 | 決算額 | 補助対象経費 |
| 金額 | 内訳 |
| 補助金充当額 |  |  |  |  |  |
|  |  |
| 合計 |  | 合計 |  |  |  |

※内訳については、領収書と照合できるようにすること。

（様式第12号）

大　　　第　　　号

令和　　年　　月　　日

様

大阪市長

大阪市東住吉区地域活動協議会補助金額確定通知書

　　年　　月　　日付大阪市指令　　第　　　　号にて交付決定した大阪市東住吉区地域活動協議会補助金については、次のとおり補助金額を確定したので、大阪市東住吉区地域活動協議会補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

　確定金額　　　金　　　　　　　　　　円

（様式第13号）

令和　　年　　月　　日

大阪市長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　（主たる事務所の所在地）

氏　　　 名

（地域活動協議会の名称、代表者の氏名）

大阪市東住吉区地域活動協議会補助金精算書

　　年　　月　　日付大阪市指令　　第　　　　号にて補助金の交付決定を受けた補助事業等について、大阪市東住吉区地域活動協議会補助金交付要綱第13条第１項の規定により、次のとおり精算内容を提出します。

１　精算内容　　交付決定額　　　　金　　　　　　　　　　円

　　　　　　　　確　定　額　　　　金　　　　　　　　　　円

　　　　　　　　差引剰余額　　　　金　　　　　　　　　　円

２　添付書類

(1) 年間事業収支決算書（様式第11－２号）

(2) 事業別収支決算書（様式第11－４号）

(3) 運営費補助金収支決算書（様式第11－５号）

(4) 経費の支出を確認できる領収書の写し等

（様式第14号）

大阪市指令　　第　　　号

令和　　年　　月　　日

様

大阪市長

大阪市東住吉区地域活動協議会補助金交付決定取消通知書

　　年　　月　　日付大阪市指令　　第　　　　号にて交付決定した大阪市東住吉区地域活動協議会補助金については、次のとおり交付決定を取り消したので、大阪市東住吉区地域活動協議会補助金交付要綱第14条第３項の規定により通知します。

１　取消しの内容

２　取消しの理由